



町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書

町田市（以下「甲」という）及び東京急行電鉄株式会社（以下「乙」という）は、町田市内の東急田園都市線沿線地域（以下「対象地域」という）のまちづくりに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、対象地域が将来にわたって「住みたい」「訪れたい」「活動したい」魅力的なまちであり続けることを目指し、甲及び乙が共同でまちづくりを推進することを目的とする。  
まちづくりの推進に当たっては、対象地域における既存資源を最大限に活用すること及び対象地域に新たな付加価値を付与することを基本とする。

（検討事項）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携協力を図りながら、対象地域のまちづくりについて検討することを確認する。

- (1) 対象地域の持続的なまちづくりの推進に関する事項
- (2) 町田市の副次核（町田市都市計画マスタープランにおける「副次核」）である南町田駅周辺地区を賑わいと交流を創出する拠点として形成するための、まちづくりの推進に関する事項
- (3) 対象地域の自然資源や商業資源等を含めた、一体的な賑わいづくり、拠点機能の強化、及び関連する社会基盤の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙連携による検討が必要と認められる事項

（市民との連携）

第3条 甲及び乙は、対象地域のまちづくりの推進に当たり、市民や地域団体との連携により進めていくものとする。

（役割分担等）

第4条 甲及び乙は、対象地域のまちづくりの推進に当たり、役割分担等については今後協議の上、定めるものとする。

（推進体制）

第5条 甲及び乙は、対象地域のまちづくりの推進に当たり、個別プロジェクトの実施などを円滑かつ着実に推進するための体制等について、今後協議の上、定めるものとする。

する。

（費用負担）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める検討事項において発生する費用の負担等については今後協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2019年3月末日までとする。更新に関する協議については、別途甲乙協議の上定めるものとする。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、お互い誠意をもって解決にあたるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

以上

2013年12月18日

甲 東京都町田市森野2丁目2番22号  
町田市  
町田市長 石坂 丈一



乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
東京急行電鉄株式会社  
取締役社長 野本 弘文

